

令和8年度 佐久市総合計画審議会第3部会（第3回） 議事録

日時：令和8年6月19日（金）
午後2時00分～3時30分
場所：佐久市役所 602会議室

【出席者】重野部会長、小林副部会長、坂江委員、堤委員、麻生委員、
土屋委員、中嶋委員、須江委員、山澤委員、東城委員
【事務局】藤巻企画課長、小林企画調整係長、鷺見主任、大塚主任、中澤主任

○協議事項等
次第

1 開会

- ・部会長挨拶
- ・欠席委員報告（今井委員、松崎委員）

2 議事

- （1）第二次佐久市総合計画後期基本計画の進行管理（第5章）及び第三次佐久市総合計画の取組内容（第5章）について
質疑、意見

部会長	議題の「第二次佐久市総合計画後期基本計画の進行管理（第5章）及び第三次佐久市総合計画の取組内容（第5章）」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	第二次佐久市総合計画後期基本計画の進行管理（第5章）については、時間の都合により、説明割愛 第三次佐久市総合計画の取組内容（第5章）の「環境保全」について基本計画策定シート【自然環境・生活環境分野】「環境保全」に基づき説明
部会長	事務局から説明があったが、御意見・御質問はあるか。
委員	特定外来生物の分布状況について、分布マップのような形で調査し、市民に知らせる取組は進んでいるか。
事務局	特定外来生物の分布調査は実施しており、調査結果は市ホームページで公表している。毎年調査しているものではないが、市内で多く見られるものとして、アレチウリなどがある。
委員	緑の環境調査について、報告件数を増やすことは、市民が自然や生き物に気づき、関心を持つ入口として意義があ

	る。一方で、生き物の増減は、市の施策、市民の日常生活などが環境に与えた影響の結果として現れるものでもある。報告件数だけで評価するのではなく、過去のデータを踏まえ、外来種に限らず特徴的な生物について経年変化を分析し、なぜ増えたのか、なぜ増えなかったのかを我々や専門家が考える事が重要である。緑の環境調査には専門家のコメントも入っているため、それを踏まえ、市民が日常生活の中で何に気を付けるべきか、事業者が活動する際に何に配慮するべきかというところまで掘り下げてほしい。単に数値を上げるだけでなく、その先にある環境保全への行動につなげる視点が必要である。 加えて、佐久地域流域水循環計画では、将来にわたり水の恩恵を享受できる佐久地域を目指している。豊かな水環境には、農業、林業、水産業など一次産業が大きく関わっている。近年は温暖化を含め環境が大きく変化しており、蓼科山の残雪が少ないことは、将来的に伏流水の減少として現れる可能性もある。総合計画の下にある個別計画では、各分野で今年何をするのか、来年何をするのかといった具体的な取組を示し、市民が目にする形で意識を持てるようにしてほしい。
事務局	総合計画を基に、より具体的な個別計画を策定していくことになる。いただいた意見は担当課に共有し、今後の検討につなげる。
委員	総合計画の次の段階となる個別計画について、委員や市民が内容を見る機会はあるのか。
事務局	環境分野の計画であれば、環境基本計画などは環境審議会でも審議される。また、計画策定時には、骨子案や素案の段階でパブリックコメントを実施し、市民が意見を提出する機会がある。
部会長	いただいた意見を踏まえて進めてほしい。続いて「街並み緑化・公園・景観形成」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	基本計画策定シート【自然環境・生活環境分野】「街並み緑化・公園・景観形成」に基づき説明
部会長	事務局から説明があったが、御意見・御質問はあるか。

委員	資料の「沿道などの公共空間を花や緑で彩るための取組」と「地域の緑化活動やアダプトシステムへの参加促進」に関する項目は、内容が似ているが2つに分けたのは何か理由があるのか。道路と公園で分けている意図は分かるが、どちらも緑化活動であり、一つにまとめた方が分かりやすいのではないか。さらに一点、「公園施設長寿命化計画の策定や見直し」とあるが、見直しを記載するのであれば、他の計画との記載の整合を図る必要があるのではないか。
委員	公園や道路沿いの樹木については、安全性の視点が重要である。県内外で、樹木や枝の落下、倒木等による事故が発生している。植栽時は景観向上を期待して植えられるが、十年、二十年、三十年が経過すると、管理者が不明確になったり、老木化したりすることがある。桜などは、大きくなって日照が悪くなると枝枯れが起こることもある。駅前などに植えられた樹種が必ずしもその場所に適していない場合もある。気温上昇や乾燥が進む中で、どのような樹種が長く美しい景観を保ち、安全性も確保できるのかを考えたうえで植栽すべきである。業者任せにせず、市としても植栽場所に適した樹種選定に配慮してほしい。
部会長	意見として検討いただきたい。 大きな公園ではなく、地域内にある遊園地のような場所や、鉄棒などの遊具が設置されている場所は、この分野の対象となるのか。
委員	各区が所有・管理している公園の遊具について、区で点検を行ったところ傷みがあり、交換した経緯がある。市が直接管理する施設ではない場合でも、区所有の公園や遊具の点検について、市から呼び掛けるような対応が必要ではないか。
事務局	公園緑地課に確認したところ、所管しているのは都市公園のみとなるが、不安な点等あれば相談してくださいとのこと。
部会長	続いて「地球温暖化対策」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	基本計画策定シート【自然環境・生活環境分野】「地球温暖化対策」に基づき説明

部会長	事務局から説明があったが、御意見・御質問はあるか。
委員	資料には「地域内で自然エネルギーが利用できる仕組みについて検討する」とあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。既存のメガソーラーや水力発電の増設、新設などの計画があるのか確認したい。脱炭素には、二酸化炭素の吸収に関わる農林業側の施策と、市民生活や商業活動など排出を抑制する側の施策がある。計画では後者が中心と見受けられるが、2050 年カーボンニュートラルについては、実現は難しいという諦めの雰囲気も感じる。市として実現に向けた強い意思を示し、市民一人ひとりが自分事として取り組めるよう、意識付けを工夫してほしい。
事務局	佐久市所有の新たなメガソーラーや水力発電所を建設する具体的な計画はない。2050 年のカーボンニュートラルに向けては、補助金メニューなどを市民ニーズや国の動向を踏まえ、目標達成に向けて検討していく。
委員	鹿曲川流域で流量調査が県で行われていると聞いている。水力発電の可能性も含めた調査とのことだが、県の調査と佐久市との連携はあるのか。
事務局	県において水力発電の実施が可能かということで調査を行っており、市も連携して現地調査への同行を行っている。 今後の動きについては、現時点では県からの連絡がないため未定である。
委員	太陽光発電設備について、地元との合意形成に加え、反射光や景観、自然環境への影響について、事前に調査・確認する仕組みがあるのか。
事務局	具体的な基準については確認が必要である。市では太陽光発電設備の設置に関する要綱を定め、地域説明会や合意形成に関する手続きを行っている。設置後に放置されることがないように、市としても指導している。 市としては事業者と事前協議を行う際に、使用するパネルのカタログなどを提出させ、低反射加工のものを使用しているかなどを確認しているが、技術的なところまでの指導は難しい。 国においても昨今の状況を鑑みて関係法令の改正を検討

	しているようだが、内容については現時点では情報はない。
部会長	太陽光パネルは反射光がまぶしい場所もあり、景観面でも問題になることがある。他地域では、別荘地周辺への設置により住環境への影響が生じた事例もある。佐久市としても早めに対応してほしい。
委員	個別の例として、山の上の太陽光パネル建設に関し、造成後に一部が崩れ、ブルーシートで対応しているように見える場所がある。数年経ってもそのままの状況に見え、景観上も目立つ。事業者が太陽光発電を断念するのであれば、植生の回復などが必要である。市が現状をどのように捉え、どのように働きかけているのか確認したい。
事務局	現時点では工事が止まっている状況であり、市としても地元と事業者の双方が納得した上で事業を進めて貰うため、要綱に基づく協定の締結について指導している状況である。
委員	太陽光発電設備について、設置に関する規制や指導は記載されているが、使用後の撤去や処理、廃棄に関する記載がない。将来的に放置されることがないように、計画の中に一文でも位置付けた方がよいのではないかな。
部会長	続いて「環境衛生」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	環境衛生の説明に先立ち、進行管理報告書の記載に訂正がある。家庭系可燃ごみ排出量について、現状達成できていないとの記載があるが、データの反映に誤りがあった。正しくは、家庭系・事業系の可燃ごみ排出量の削減を引き続き進めていくという趣旨である。訂正したものを最終的な資料に反映する。
	基本計画策定シート【自然環境・生活環境分野】「環境衛生」に基づき説明
部会長	事務局から説明があったが、御意見・御質問はあるか。
委員	市内一斉清掃でごみ拾いを行うと、空き缶やビニールごみのほか、たばこの吸い殻が多い。都市部では歩きたばこ

	禁止条例を定めている例もあるが、佐久市に歩きたばこに関する条例はあるのか。
事務局	現状では、歩きたばこに関して定めた条例はない。
委員	山際の地域では、たばこのポイ捨ては林野火災のリスクにつながる。浅間地域では、観光客が歩いているのも散見されるが、そういう人たちが枯草から火災が広がるという危機感を持っている方は非常に少ない。健康上の問題だけでなく、防火・防災の視点からも、歩きたばこをしないことを周知し、必要に応じて条例なども検討してほしい。
事務局	佐久市には「佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」があり、たばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所以外では喫煙しないよう努めなければならない旨を定めている。歩きたばこという表現ではないが、ポイ捨て防止や環境美化に関する条例はある。
委員	その条例の存在を知らない市民も多いと思われる。区の会合や衛生関係の会議などで、条例の内容を周知し、気を付けるよう呼び掛けてほしい。
事務局	担当課へ意見は共有する。
委員	ごみ拾いをしていると、中身が通常の飲料ではないペットボトルが捨てられていることがある。確認したわけではないが、し尿と思われるものもあり、近年見られるようになってきている。対応は難しいと思うが、こうした状況があることを認識してほしい。
委員	道路沿いや人目の少ない場所では、そうしたペットボトルごみが増えていると感じる。トイレが少ない場所などでは、車中で処理したものが捨てられている可能性もある。分別や通常のごみ処理とは異なる衛生上の問題もあるため、担当課にも確認してほしい。
事務局	担当課へ意見は共有する。 担当課からは、看板の提供はできるとのことであり、何かあれば相談してくださいとのこと。
委員	たばこに関して、市役所の喫煙スペースが市民から見える場所にあることが気になる。禁煙や分煙の啓発を行う立

事務局	場の公共施設として、職員や来庁者が喫煙している様子が見える場所にあることには違和感がある。少なくとも市民から見えにくい配置にするなど、配慮が必要ではないか。 喫煙スペースは職員だけでなく来庁者も使用する場所である。公共施設内では庁舎内では喫煙できないため、屋外に設備を設けている。いただいた意見のとおり、配置や見え方への配慮は必要である。
部会長	昔と比べれば禁煙・分煙は進んでいるが、現在喫煙している人のモラルも重要である。車から吸い殻を投げ捨てる行為などは、個人の意識の問題でもある。
委員	廃棄物処理対策の中で、近年、区が存在が希薄になっていることも課題である。住宅を建てても区に加入しない人が増えている。一方で、ごみ集積所は市が設置・管理しているのではなく、区が土地を借り、施設を整備し、当番や衛生委員が管理している場合が多い。区に加入していない人が、ごみ当番や清掃などに関わらないまま、区のごみ集積所にごみを出す事例がある。市へ問い合わせると、近くのごみ集積所に出すよう案内されると聞くが、区が管理している場所に誰でも出せるようにすることには課題がある。市がそのように案内するのであれば、市が設置・管理するごみ捨て場所を別に設けることも検討すべきではないか。 ごみの「分別」だけでなく、「収集」の在り方も検討する必要がある。区に加入しない人も含め、ごみ集積所の管理や清掃にどのように関わるのか、ルールを分かりやすく示す必要がある。
部会長	通りがかりの人がごみ集積所に分別されていないごみを置いていくこともある。誰が捨てたか分からず、結果として区の衛生委員が対応せざるを得ない。地域で費用や労力を負担している人と、何も負担しない人との間で不公平感がある。
委員	別荘地やキャンプ場周辺などでも、他自治体のごみ袋で捨てられる事例がある。佐久市民であるとしてごみを出す人もいるが、区民ではない場合の扱いが難しい。移住者や別荘利用者との共生を進めるためにも、地域の実情を踏まえた対応を検討してほしい。

事務局	市にはごみを処理する責任がある一方、どの場所に出すかという点には難しさがある。 担当課にご意見を伝えたところ、市におきましても、区に所属していない人がごみを出したいという相談があった際には、袋に名前を書く、清掃に参加するといったことについてお願いをしているとの回答がありましたので、引き続き相談があった際には、区と協力した管理に説明をしてまいります。
部会長	続いて「上下水道」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	基本計画策定シート【自然環境・生活環境分野】「上下水道」に基づき説明
部会長	事務局から説明があったが、御意見・御質問はあるか。
委員	下水道に関連する質問である。災害時に携帯トイレが必要になる場合があるが、佐久市では大規模災害時にどの程度の携帯トイレが必要になるか試算しているのか。以前、下水道管の破損により、なるべく下水道を使わないよう通知があったことがある。大きな支障には至らなかったが、実際に下水道が使えなくなった場合、携帯トイレはどれくらい使われるといった見通しは持っているか。
事務局	長野県において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」をまとめており、その中で携帯・簡易トイレについても必要量の算出方法が示されていることから、そちらを参考としている。
委員	災害の種類によって必要量は変わる。大きな地震などで市外から避難者が来る場合も考えられるため、予測は難しいが、検討しておく必要がある。
部会長	以前は、千曲川で生活排水による泡立ちが見られた。現在は下水道整備が進み、そのような状況は少なくなった。水や空気は当たり前にあるものと思いがちだが、実際には守っていかなければならないものである。佐久の水や空気を将来に引き継ぐことは、この審議会においても重要な視点である。
部会長	他に意見がなければ、本件審議については以上とする。

(2) その他

部会長	(2) その他について、事務局から何かあるか。
事務局	次回は、7月10日(金)午後2時から議会棟で開催予定である。内容は、デジタル田園都市国家構想総合戦略の令和7年度進行管理に係る報告と、これまで審議いただいた第三次佐久市総合計画の取組内容について、委員からの意見を踏まえ担当課と調整した結果を報告する予定である。
部会長	全体を通して何かあるか。 《特になし》
部会長	以上で本日の全ての審議を終了とする。

3 閉会